

造林事業請負契約書(案)

- 1 事業名、請負物件、契約面積、請負予定数量、請負予定金額、事業場所及び完了検査場所

事業名	請負物件	契約面積	請 負 予定数量	請負予定金額	事業 場所	完了 検査 場所
6年度上川北部署【和寒地区】保全整備(保育間伐)第7号	保育間伐 伐採搬出 及び数量 調査	HA 289.02	m ³ 8,100	請負金額 円也 (うち取引に係る消費税及び地方消費税額 円也)	事業内訳 書のとおり	現地

- 2 事業期間

自 令和 契約締結の翌日から

(詳細は、事業内訳書のとおり)

至 令和 8年2月27日

- 3 選択条項 別冊約款中选择される条項は次のとおりである。

(選択されるものは○印、削除されるものは×印。)

適用削除の区分	選択事項		選択条項
	契約保証金の納付		第4条第1項第1号
	契約保証金の納付に代わる担保となる有価証券等の提供		第4条第1項第2号
	銀行、甲が確実と認める金融機関等の保証		第4条第1項第3号
	公共工事履行保証証券による保証		第4条第1項第4号
	履行保証保険契約の締結		第4条第1項第5号
×	支給材料及び貸与品		第15条
	前金払	10分の4以内	第35条第1項
×	中間前金払		第35条第3項
○	部分払	月1回以内	第38条
×	国庫債務負担行為に係る契約の特則		第40条

4 支給材料及び貸与物件

品名	品質規格	数量	引渡予定場所	引渡予定月日

5 特約事項

- ① 上記の事業に関する保安林内作業行為協議の知事同意の範囲内で作業を行うものとする。

なお、やむを得ず知事同意の範囲を超えるおそれがある場合は、請負者は事前に発注者にその旨を届出し、理由を付して保安林内作業行為の追加・変更協議を行うことを求めるものとする。

上記の事業について、発注者と請負者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、本契約書及び北海道森林管理局ホームページに掲載している「国有林野事業製品生産事業請負契約約款」（本事業の公告日現在）によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

また、請負者が共同事業体を結成している場合には、請負者は別紙共同事業体協定書により契約書記載の事業を共同連帯して請け負う。

本契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 住所 北海道上川郡下川町緑町2 1 番地 4
分任支出負担行為担当官
上川北部森林管理署長 赤羽根 浩 印

請負者 住所
氏名 印

別紙

設計図書について

入札公告及び北海道森林管理局ホームページに掲載している設計図書（製品生産事業請負標準仕様書、北海道森林管理局製品生産事業請負仕様書、図面）については、本事業の公告日現在に交付したものとする。

事業内訳書

事業地	林小班	作業種	樹種	面積 (ha)	数量 (m3)	作業仕様	作業期間年月日		備考	連番
							自	至		
和寒	2345 ほ	保育間伐	トドマツ	2.14	40		契約締結の翌日から	R8.2.27		
和寒	2345 と	保育間伐	トドマツ	12.20	270		契約締結の翌日から	R8.2.27		
和寒	2345 ち	保育間伐	トドマツ	9.68	280		契約締結の翌日から	R8.2.27		
和寒	2345 り	保育間伐	トドマツ	5.00	125		契約締結の翌日から	R8.2.27		
和寒	2357 と	保育間伐	トドマツ	2.53	70		契約締結の翌日から	R8.2.27		
和寒	2357 ち	保育間伐	トドマツ	12.89	355		契約締結の翌日から	R8.2.27		
和寒	2357 り	保育間伐	トドマツ	10.00	275		契約締結の翌日から	R8.2.27		
和寒	2357 め	保育間伐	トドマツ	8.44	230		契約締結の翌日から	R8.2.27		
和寒	2357 る	保育間伐	トドマツ	3.66	100		契約締結の翌日から	R8.2.27		
和寒	2357 の	保育間伐	トドマツ	33.80	960		契約締結の翌日から	R8.2.27		
和寒	2357 お	保育間伐	トドマツ	8.76	240		契約締結の翌日から	R8.2.27		
和寒	2357 く	保育間伐	トドマツ	4.75	135		契約締結の翌日から	R8.2.27		
和寒	2357 や	保育間伐	アカゾマツ	10.00	355		契約締結の翌日から	R8.2.27		
和寒	2357 け	保育間伐	トドマツ	10.25	290		契約締結の翌日から	R8.2.27		
和寒	2362 ろ	保育間伐	トドマツ	13.74	400		契約締結の翌日から	R8.2.27		
和寒	2362 に	保育間伐	トドマツ	4.53	110		契約締結の翌日から	R8.2.27		
和寒	2362 り	保育間伐	トドマツ	3.79	140		契約締結の翌日から	R8.2.27		
和寒	2362 る	保育間伐	トドマツ	5.80	135		契約締結の翌日から	R8.2.27		
和寒	2362 わ	保育間伐	トドマツ	9.04	145		契約締結の翌日から	R8.2.27		
和寒	2362 よ	保育間伐	トドマツ	7.96	380		契約締結の翌日から	R8.2.27		
和寒	2362 お	保育間伐	トドマツ	8.90	330		契約締結の翌日から	R8.2.27		
和寒	2363 と	保育間伐	トドマツ	22.09	740		契約締結の翌日から	R8.2.27		
和寒	2363 ち	保育間伐	トドマツ	27.13	630		契約締結の翌日から	R8.2.27		
和寒	2363 り	保育間伐	トドマツ	15.18	435		契約締結の翌日から	R8.2.27		
和寒	2363 め	保育間伐	トドマツ	19.45	470		契約締結の翌日から	R8.2.27		

- 注：
1. 「事業区分又は作業種」欄は、保育間伐、誘導伐、保護伐、天然林受光伐等と記載する。
 2. 「樹種」欄は、人工林の場合のみ記載する。
 3. 「数量」欄は、伐倒のみの場合はHA当たり伐倒本数（単位：本/ha）を、伐採搬出の場合は生産量（単位：m3）を記載する。
 4. 「作業期間年月日」欄は、作業期間を指定する場合に記載する。

事業内訳書

事業地	林小班	作業種	樹種	面積 (ha)	数量 (m3)	作業仕様	作業期間年月日		備考	連番
							自	至		
和寒	2363 る	保育間伐	トドマツ	3.14	145		契約締結の 翌日から	R8.2.27		
和寒	2363 お	保育間伐	トドマツ	14.17	315		契約締結の 翌日から	R8.2.27		
	合計			289.02	8,100					

- 注：
1. 「事業区分又は作業種」欄は、保育間伐、誘導伐、保護伐、天然林受光伐等と記載する。
 2. 「樹種」欄は、人工林の場合のみ記載する。
 3. 「数量」欄は、伐倒のみの場合はHA当たり伐倒本数（単位：本/ha）を、伐採搬出の場合は生産量（単位：m3）を記載する。
 4. 「作業期間年月日」欄は、作業期間を指定する場合に記載する。

事業地毎の作業条件

事業地 又は 担当区	林小班	伐採率	伐採方法	伐採仕様	林地傾斜	法令制限
和寒	2345 ほ	20%	列状間伐	5m × 20m	20° 未満	水源かん養保安林
和寒	2345 と	30%	列状間伐	5m × 12m	30° 未満	水源かん養保安林
和寒	2345 ち	20%	列状間伐	5m × 20m	30° 未満	水源かん養保安林
和寒	2345 り	20%	列状間伐	5m × 20m	20° 未満	水源かん養保安林
和寒	2357 と	25%	列状間伐	5m × 15m	30° 未満	水源かん養保安林
和寒	2357 ち	25%	列状間伐	5m × 15m	20° 未満	水源かん養保安林
和寒	2357 り	25%	列状間伐	5m × 15m	20° 未満	水源かん養保安林
和寒	2357 ぬ	25%	列状間伐	5m × 15m	30° 未満	水源かん養保安林
和寒	2357 る	25%	列状間伐	5m × 15m	30° 未満	水源かん養保安林
和寒	2357 の	25%	列状間伐	5m × 15m	20° 未満	水源かん養保安林
和寒	2357 お	25%	列状間伐	5m × 15m	30° 未満	水源かん養保安林
和寒	2357 く	25%	列状間伐	5m × 15m	30° 未満	水源かん養保安林
和寒	2357 や	33%	列状間伐	5m × 10m	20° 未満	水源かん養保安林
和寒	2357 け	25%	列状間伐	5m × 15m	20° 未満	水源かん養保安林
和寒	2362 ろ	25%	列状間伐	5m × 15m	30° 未満	水源かん養保安林
和寒	2362 に	25%	列状間伐	5m × 15m	30° 未満	水源かん養保安林
和寒	2362 り	25%	列状間伐	5m × 15m	30° 未満	水源かん養保安林
和寒	2362 る	25%	列状間伐	5m × 15m	30° 未満	水源かん養保安林
和寒	2362 わ	25%	列状間伐	5m × 15m	20° 未満	水源かん養保安林
和寒	2362 よ	25%	列状間伐	5m × 15m	30° 未満	水源かん養保安林

注：1. 「伐採方法」欄は、「列状間伐」(帯状を含む。)、「定性間伐」又は「複層伐」等と記載する。

2. 「伐採仕様」欄は、「伐列幅 × 残幅」等を記載する。

3. 「林地傾斜」欄は「10° 未満」、「20° 未満」、「30° 未満」又は「30° 以上」と記載する。

4. 「法令制限」欄は、当該林小班に法令制限の指定がある場合に記載する。

事業地毎の作業条件

事業地 又は 担当区	林小班	伐採率	伐採方法	伐採仕様	林地傾斜	法令制限
和寒	2362 お	25%	列状間伐	5m × 15m	20° 未満	水源かん養保安林
和寒	2363 と	25%	列状間伐	5m × 15m	20° 未満	水源かん養保安林
和寒	2363 ち	25%	列状間伐	5m × 15m	20° 未満	水源かん養保安林
和寒	2363 り	25%	列状間伐	5m × 15m	20° 未満	水源かん養保安林
和寒	2363 ぬ	25%	列状間伐	5m × 15m	30° 未満	水源かん養保安林
和寒	2363 る	25%	列状間伐	5m × 15m	30° 未満	水源かん養保安林
和寒	2363 お	25%	列状間伐	5m × 15m	30° 未満	水源かん養保安林

注：1. 「伐採方法」欄は、「列状間伐」（带状を含む。）、「定性間伐」又は「複層伐」等と記載する。

2. 「伐採仕様」欄は、「伐列幅×残幅」等を記載する。

3. 「林地傾斜」欄は「10° 未満」、「20° 未満」、「30° 未満」又は「30° 以上」と記載する。

4. 「法令制限」欄は、当該林小班に法令制限の指定がある場合に記載する。

事業地別伐区別立木資材と生産計画表

事業場所					伐採面積	立木資材量 (m ³)						立木資材m ² 廻り			ha 当り 資材量	素材生産 見込利用率		素材生産請負計画量			同時販売予定量				
事業地名	事業区分	林班	小班	支番		伐区	N		L		計		N	L		計	N	L	N	L	計	N	L	計	
							本数	材積	本数	材積	本数	材積													
和寒4	保育活用	2345	ほ			2.14	37	4.87	244	81.55	281	86.42	0.13	0.33	0.31	40		49.0			40	40			
和寒4	保育活用	2345	と			12.20	432	151.70	1,705	316.14	2,138	467.84	0.35	0.19	0.22	38	59.3	56.9	90	180	270				
和寒4	保育活用	2345	ち			9.68	645	278.51	1,037	202.05	1,682	480.56	0.43	0.19	0.29	50	61.0	54.4	170	110	280				
和寒4	保育活用	2345	り			5.00	173	28.17	920	201.60	1,093	229.77	0.16	0.22	0.21	46	53.2	54.6	15	110	125				
和寒5	保育活用	2357	と			2.53	127	74.09	171	55.37	298	129.46	0.59	0.32	0.43	51	54.0	54.2	40	30	70				
和寒5	保育活用	2357	ち			12.89	642	377.41	869	282.07	1,511	659.48	0.59	0.32	0.44	51	54.3	53.2	205	150	355				
和寒5	保育活用	2357	り			10.00	498	292.79	675	218.82	1,173	511.61	0.59	0.32	0.44	51	54.6	52.6	160	115	275				
和寒5	保育活用	2357	ぬ			8.44	420	247.11	569	184.68	989	431.79	0.59	0.32	0.44	51	54.6	51.4	135	95	230				
和寒5	保育活用	2357	る			3.66	182	107.15	247	80.09	429	187.24	0.59	0.32	0.44	51	56.0	49.9	60	40	100				
和寒5	保育活用	2357	の			33.80	2,678	853.86	3,775	948.81	6,454	1,802.67	0.32	0.25	0.28	53	55.0	51.6	470	490	960				
和寒5	保育活用	2357	お			8.76	436	256.49	591	191.70	1,027	448.19	0.59	0.32	0.44	51	54.6	52.2	140	100	240				
和寒5	保育活用	2357	く			4.75	376	119.96	530	133.31	906	253.27	0.32	0.25	0.28	53	54.2	52.5	65	70	135				
和寒5	保育活用	2357	や			10.00	777	426.91	929	236.80	1,707	663.71	0.55	0.25	0.39	66	55.0	50.7	235	120	355				
和寒5	保育活用	2357	け			10.25	813	258.96	1,145	287.77	1,958	546.73	0.32	0.25	0.28	53	54.1	52.1	140	150	290				
和寒1	保育活用	2362	ろ			13.74	567	455.72	716	227.83	1,283	683.55	0.80	0.32	0.53	50	60.3	54.9	275	125	400				
和寒1	保育活用	2362	に			4.53	176	66.68	554	130.38	730	197.06	0.38	0.24	0.27	44	60.0	53.7	40	70	110				
和寒2	保育活用	2362	り			3.79	250	191.18	192	59.17	442	250.35	0.77	0.31	0.57	66	57.5	50.7	110	30	140				
和寒2	保育活用	2362	る			5.80	426	162.08	405	77.31	830	239.39	0.38	0.19	0.29	41	58.6	51.7	95	40	135				
和寒2	保育活用	2362	わ			9.04	258	170.34	432	81.22	690	251.56	0.66	0.19	0.36	28	58.7	55.4	100	45	145				
和寒2	保育活用	2362	よ			7.96	1,160	592.74	291	53.09	1,451	645.83	0.51	0.18	0.45	81	59.0	56.5	350	30	380				
和寒2	保育活用	2362	お			8.90	716	442.18	599	132.71	1,316	574.89	0.62	0.22	0.44	65	58.8	52.7	260	70	330				
和寒3	保育活用	2363	と			22.09	1,441	1,143.90	624	110.74	2,065	1,254.64	0.79	0.18	0.61	57	59.4	54.2	680	60	740				
和寒3	保育活用	2363	ち			27.13	2,041	745.36	1,553	342.98	3,594	1,088.34	0.37	0.22	0.30	40	59.0	55.4	440	190	630				
和寒3	保育活用	2363	り			15.18	1,065	457.91	1,159	301.76	2,224	759.67	0.43	0.26	0.34	50	60.1	53.0	275	160	435				
和寒3	保育活用	2363	ぬ			19.45	1,381	576.52	1,150	224.02	2,531	800.54	0.42	0.19	0.32	41	60.7	53.6	350	120	470				
和寒3	保育活用	2363	る			3.14	388	207.54	202	36.61	590	244.15	0.54	0.18	0.41	78	60.2	54.6	125	20	145				
和寒3	保育活用	2363	お			14.17	741	374.07	1,052	162.35	1,793	536.42	0.51	0.15	0.30	38	60.1	55.4	225	90	315				
合計						289.02	18,844	9,064.20	22,341	5,360.93	41,185	14,425.13	0.48	0.24	0.35	50	57.9	53.2	5,250	2,850	8,100				

事業区分別立木資材と生産計画表

事業区分	伐採面積	立木資材量 (m ³)						立木資材 m ³ 廻り			ha 当り 資材量	素材生産 見込利用率		素材生産請負計画量			同時販売予定量		
		N		L		計		N	L	計		N	L	計	N	L	計		
		本数	材積	本数	材積	本数	材積												
經常																			
天然受光																			
育成受光																			
誘導伐																			
保育活用	289.02	18,844	9,064.20	22,341	5,360.93	41,185	14,425.13	0.48	0.24	0.35	50	57.9	53.2	5,250	2,850	8,100			
保護伐																			
合計	289.02	18,844	9,064.20	22,341	5,360.93	41,185	14,425.13	0.48	0.24	0.35	50	57.9	53.2	5,250	2,850	8,100			

特記仕様書

6年度上川北部署【和寒地区】保全整備（保育間伐）第7号について、下記の事項を定める。

記

- 1 伐採について
 - (1) 当該事業においては、調査木の標示（ナンバーテープ）の有無にかかわらず列状間伐ができるものとする。
 - (2) 調査木の標示（ナンバーテープ）がある立木を伐採しない場合、標示を剥がす必要はない。
- 2 保安林内作業行為協議の知事同意内容の説明
当該事業の事業地は全て保安林に指定されており、当該事業に係る保安林内作業行為協議の申請中であるため、知事の同意後に事業を着手すること。（別紙「事業地毎の作業条件」参照）
- 3 システム販売
当該事業から出材される素材がシステム販売の対象となった場合は、採材寸法及び検知等について別途指示する。
- 4 排水管の設置
湧水のある場合及び林道に側溝がある場合は排水管を設置すること。
 - ① ポリ波状管 1,000mm×5m 2本、300mm×5m 12本
- 5 既設道の維持修繕・除雪に関する事項
 - (1) 既設道の維持修繕及び敷砂利について
土場と林道を結ぶ既設道については、車両の通行に支障がないように路体の維持修繕を行うこととし、次に定める仕様により敷砂利を行うものとする。
 - ② 敷 幅：3mの範囲内
 - ② 敷 厚：10cm
 - ③ 切込砂利：0～80mm級なお、敷砂利分の「納入伝票」及び「納品書等」を（部分）完了検査時に提出すること。
※納品書等とは、碎石プラント等から受注者に対し、当該数量を納品したことを証明する一覧表とする。
 - (2) 除雪
当該事業の事業地へ通じる通勤路（公道を除く。）については、車両の通行に支障がないよう、除雪を行うものとする。
- 6 誤伐防止
誤伐防止のため別紙「誤伐防止のためのチェックポイント」を事業計画書の承認を受けた後事業着手前に提出すること。

7 土場への敷砂利

各土場について、運材に支障がないよう次に定める仕様により敷砂利を行うものとする。

- ① 敷幅：3mの範囲内
- ② 敷厚：10cm
- ③ 切込砂利：0～80mm 級

8 工程管理に関する事項

(1) 「製品生産事業請負実行管理基準」に定める作業日報は、請負者自らが定め使用する作業日報であり、それとは別に様式2により作業種毎の工程管理用の作業日報を作成すること。

なお、当該様式に定める工程管理用の作業日報の内容が網羅されている場合は、請負者自ら定め使用する作業日報に置き換えることは可とする。

(2) 事業着手日以降の翌月10日までに様式2「作業日報」により整理した内容を様式3「週集計表」、様式4「月集計表」へ集計し、様式1作業種毎の「月別工程管理表」により提出すること。

※様式1「月別工程管理表」に様式2「作業日報」、様式3「週集計表」を添付し提出すること。

但し、様式3「週集計表」は契約後発注官署と調整のうえ省略することは可とする。

また、工程管理用の作業日報は別途指示する。「生産日報アプリ」による提出に置き換えることも可とする。

9 濁水防止対策

事業地の下流に農業用取水施設があることから、事業計画書に濁水対策（施工時期、予定工法）を記載すること。

10 その他

(1) 上士別事業地への通勤路である北海道道639号線上士別和寒線を通行する際には北海道旭川建設管理部士別出張所が管理しているゲートが設置されていることから事業実行の際には、鍵の貸与を受け事業期間内において施錠を含め厳重に管理すること。

別紙

製品生産における誤伐防止のためのチェックポイント

年 月 日

発注者

分任支出負担行為担当官

森林管理（支）署長 殿

請負者

住所

氏名

年 月 日契約した6年度上川北部署【和寒地区】保全整備（保育間伐）第7号について、下記事項の通り提出いたします。

区 分	チェックポイント	チェック		
		はい	該当なし	
保安林協議	保安林伐採協議及び作業行為の知事同意済内容を確認しましたか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	特に土場・森林作業道の作設面積は、確認しましたか	<input type="checkbox"/>		
契約書と図面等の事前確認	契約書・仕様書・特記仕様書等の確認をしましたか	<input type="checkbox"/>		
	関係図簿等の資料を確認しましたか	<input type="checkbox"/>		
	隣接地に収穫調査、立木販売済箇所及び分収林の有無を確認しましたか	<input type="checkbox"/>		
	伐採区域内における伐採除外地の有無を確認しましたか	<input type="checkbox"/>		
境界の現地確認	林小班及び伐採区域の現地確認をしましたか	<input type="checkbox"/>		
	隣接地の収穫調査、立木販売済箇所及び分収林を現地確認しましたか	<input type="checkbox"/>		
	伐区界等の不明箇所がありましたか	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
	（ある場合）不明箇所を監督職員等に確認依頼しましたか	<input type="checkbox"/>		
支障木の取扱（裏面）	立木販売と製品生産事業での支障木の取扱方法の相違を理解しましたか	<input type="checkbox"/>		
	作業従事者に上記について周知しましたか	<input type="checkbox"/>		
作業従事者・下請者への指導	作業従事者に図面等を配布し、次のことを指導しましたか			
	・ 伐採区域の標示方法	<input type="checkbox"/>		
	・ 伐採方法（帯状、定性等）及び伐採仕様（伐採率）	<input type="checkbox"/>		
	・ 調査木の標示方法（No.テープの記号、番号、色別）	<input type="checkbox"/>		
	・ 伐採除外地の有無	<input type="checkbox"/>		
	・ 伐採除外地の標示方法	<input type="checkbox"/>		
	作業従事者に上記について不明な場合は現場代理人へ報告するよう指導しましたか	<input type="checkbox"/>		
丸太・砂利等運搬を除き、下請け作業がある場合、下請者に作業従事者と同様のことを指導しましたか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		

注：このチェック表は、事業計画書の承認を受けた後、**事業着手前に監督職員に提出してください。**

監督職員

年 月 日

官職氏名

支障木の取扱

項目	立木販売		製品生産事業	
	伐区内	伐区外	伐区内	伐区外
伐倒支障木	伐倒支障木が発生する場合は、買受人は支障木届を森林官等に提出し、森林官等の指示により伐倒を行う。 <u>※伐倒開始は代金納入後に森林官等の指示により行う</u>	同左	伐倒支障木が発生する場合は、請負者は支障木届を監督職員に提出し、監督職員の指示により伐倒を行う。 <u>※伐倒開始は監督職員の指示により行う</u>	同左
損傷木	損傷木が発生した場合は、買受人は支障木届を森林官等に提出し、森林官等の指示により伐倒を行う。 <u>※伐倒開始は代金納入後に森林官等の指示により行う。</u>	同左	損傷木が発生した場合は、請負者は支障木届を監督職員に提出し、監督職員の指示により伐倒を行う。 <u>※伐倒開始は監督職員の指示により行う。</u>	同左
搬出路等支障木	搬出路支障木が発生する場合は、買受人は支障木届を森林官等に提出し、森林官等の指示により伐倒を行う。 <u>※伐倒開始は代金納入後に森林官等の指示により行う。</u>	同左	森林作業道支障木は、予め本物件の調査結果を活用して資材に繰入れ払出済のため、支障木届の提出は必要ない。	森林作業道支障木が発生する場合は、請負者は支障木届を監督職員に提出し、監督職員の指示により伐倒を行う。 <u>※伐倒開始は監督職員の指示により行う。</u>
土場支障木	土場支障木が発生する場合は、買受人は支障木届を森林官等に提出し、森林官等の指示により伐倒を行う。 <u>※伐倒開始は代金納入後に森林官等の指示により行う。</u>	同左	土場支障木が発生する場合は、請負者は支障木届を監督職員に提出し、監督職員の指示により伐倒を行う。 <u>※伐倒開始は監督職員の指示により行う。</u>	同左

月別生産計画

事業名 6年度上川北部署【和寒地区】保全整備（保育間伐）第7号

事業期間 自：契約締結日の翌日 至：令和8年2月27日

事業場所 2345林班ほ小班外26

契約数量 8,100m³

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
生産量				900	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,000	700		8,100
事業地	和寒地区												

チェック	様式 NO	提出様式	チェック	添付資料等	備考	
<input type="checkbox"/>	1	競争参加資格確認申請書 (表紙)	<input type="checkbox"/>	全省庁統一資格の資格確認通知書(写)	共同事業体による申請の場合は 構成員全員	
			<input type="checkbox"/>	林業労働力の確保の促進に関する法律第5条第1項に基づく都道府県 知事からの認定を証明する書類(写)		
			<input type="checkbox"/>	共同事業体協定書(写)	共同事業体による申請の場合	
<input type="checkbox"/>	2	同種の事業の実績	<input type="checkbox"/>	実績として記載した事業に係る契約書等(写)		
<input type="checkbox"/>	3	配置予定の技術者の資格等	<input type="checkbox"/>	法令等による技術者の資格・免許 入札公告の(ア)～(カ)の資格	資格・免許を保有していることが 確認出来る修了証書等の写し	
			<input type="checkbox"/>	上記法令等による技術者の資格・免許の保有がない場合、同様の資格 として認められる過去15年のうち3年以上森林整備事業に従事した 実績を記載。実績として記載した事業に係る契約書等(写)	技術者の経験が証明できる書類 経歴書等の場合は、事業主の証明 あるもの	
			<input type="checkbox"/>	入札参加者が直接雇用していることが判る書類(写)	保険証の写しなど 経歴書等の場合は、事業主の証明 あるもの	
<input type="checkbox"/>	4	従事予定の技能者の資格等	<input type="checkbox"/>	チェーンソー 伐倒・造材	伐木等の業務に係る特別教育の修了証書(写) ※令和2年7月まで有効な伐木等の業務8号の場合、補講に 関する特別教育の修了証書(写)	チェーンソー手帳は講習受講・修 了等証明付のもの
			<input type="checkbox"/>		高性能機械	車両系建設機械運転技能講習の修了証書等(写)
			<input type="checkbox"/>	高性能機械	高性能林業機械に関する受講証明等	経歴書等の場合は、事業主の証明 あるもの
			<input type="checkbox"/>	高性能機械	伐木等機械運転特別教育の修了証書(写)	
			<input type="checkbox"/>	木寄・ 集材	車両系建設機械運転技能講習の修了証書等(写)	
			<input type="checkbox"/>		伐木等機械運転特別教育の修了証書(写)	
			<input type="checkbox"/>		走行集材機械運転特別教育の修了証書(写)	
			<input type="checkbox"/>		架線集材機械等運転特別教育の修了証書(写)	
			<input type="checkbox"/>	巻立	車両系建設機械運転技能講習の修了証書等(写)	
			<input type="checkbox"/>		はい作業主任者技能講習の修了証書等(写)	
			<input type="checkbox"/>		伐木等機械運転特別教育の修了証書(写)	
			<input type="checkbox"/>	路網・ 土場	車両系建設機械運転技能講習の修了証書等(写)	
			<input type="checkbox"/>		地山の掘削作業主任者技能講習の修了証書等(写)	
			<input type="checkbox"/>	輸送	車両系建設機械運転技能講習の修了証書等(写)	輸送を含む事業でグラブプル使用 時
			<input type="checkbox"/>	5	社会保険等への加入状況	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	6	検知業務実績証明書	<input type="checkbox"/>	実績として記載した事業に係る契約書等(写)		
<input type="checkbox"/>	7	農林水産業・食品産業の作業 安全のための規範(個別規 範:林業) 事業者向けチェッ クシート	<input type="checkbox"/>		共同事業体による申請の場合は 代表者のみ	

チェック	様式NO	提出様式	チェック	添付資料等	備考
<input type="checkbox"/>	1	技術提案書(表紙)	-	-	
<input type="checkbox"/>	2	事業計画上の考慮事項等(簡易型の場合は省略可)	<input type="checkbox"/>	-	必要に応じて参考図書を添付
<input type="checkbox"/>	2-1	事業計画の工程管理(簡易型の場合は省略可)	-	-	
<input type="checkbox"/>	3	企業の事業実績等	<input type="checkbox"/>	事業に関する「表彰実績」がある場合はその表彰状(写)	
			<input type="checkbox"/>	「同種事業の実績」がある場合はその事業の契約書等(写)	同種事業であることが分かるもの(必要に応じ資料を添付)
			<input type="checkbox"/>	「立木等の販売と跡地における造林作業の請負とを一括して契約の実績」がある場合はその事業の契約書等(写)	
			<input type="checkbox"/>	「森林作業道作設による評価の実績」がある場合はその点数を証明する通知書等(写)	
			<input type="checkbox"/>	「緑化活動」の実績がある場合はその契約・協定書等(写)	
			<input type="checkbox"/>	「災害協定」を結んでる場合は、協定期間が確認出来る契約・協定書等(写)	
			<input type="checkbox"/>	「ボランティア活動(防災等関連)」の実績がある場合は実施年月日、実施場所、実施概要がわかるもの(写)	
			<input type="checkbox"/>	エゾシカ被害対策について、直接捕獲事業にかかわる請負の実績がある場合は契約書(写)、ボランティアによる実績がある場合は実施年月日、実施場所、実施概要がわかるもの(写)	
			<input type="checkbox"/>	間接的な捕獲の実績がある場合は、情報提供内容が確認できるGPS情報、写真、図面等、又は事業者による狩猟免許取得・更新に係る費用負担や有害鳥獣捕獲等への参加のための特別休暇付与を証明する資料	
			<input type="checkbox"/>	森林管理経営法に基づき市町村から経営管理実施権の設定を受けている場合、そのことを証明する資料	
			<input type="checkbox"/>	森林管理経営法第36条第2項の要件に適合する者(意欲と能力のある林業経営体)として、都道府県から公表されている場合は、公表されていることを証明する資料	
			<input type="checkbox"/>	都道府県において「育成を図る林業経営体」(H30.2.6長官通知)に選定されている場合は、そのことを証明する資料	
			<input type="checkbox"/>	森林経営計画に基づき森林経営計画を自ら作成し、認定を受けている場合、森林経営計画認定書(写)	
			<input type="checkbox"/>	民有林実績 民有林における森林整備の実績がある場合、契約書等(写)	
			<input type="checkbox"/>	「若手技術者等への登用・育成」の実績がある場合は、雇用通知書及び身分証明書等(写)、又は各種取組みを証明できる資料等(写)	活動内容の分かるもの(必要に応じ資料を添付)
			<input type="checkbox"/>	若者雇用促進法による「ユースエール認定企業」の場合は公表されている認定書等の写し	
			<input type="checkbox"/>	女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の作成によりウェブサイト公表している内容が確認できる認定書等(写)	
			<input type="checkbox"/>	次世代法に基づく「くろみん認定企業」、「プラチナくろみん認定企業」の認定書等(写)	
			<input type="checkbox"/>	伐採・造林に関する行動規範と当該規範を遵守している旨を記載した誓約書	
			<input type="checkbox"/>	生産性向上 生産性向上を目的とした工程管理を行い、その結果から改善点を把握し、その後の事業により改善されたことが説明出来る資料又は工程管理を行ったことを証明できる資料等	
			<input type="checkbox"/>	技術向上 現場従事者の技術向上を目的とした取組みを証明できる資料等	
			<input type="checkbox"/>	休暇日数確保 就業規則、雇用通知書等(写)	
			<input type="checkbox"/>	休業4日以上労働災害無しの実績を継続していることを証明できる資料又は労働者死傷病報告等の災害概要がわかる書類	
			<input type="checkbox"/>	労働安全コンサルタントによる安全診断又はリスクアセスメントに取り組んでいる場合、実施していることを証明する資料	
			<input type="checkbox"/>	北海道林業事業体登録制度のホームページ上に公表されている「北海道林業事業体登録情報」(「北海道林業事業体登録実施要綱」による登録を受けており、その状態が継続していることを証する資料)	
			<input type="checkbox"/>	退職金共済契約締結の事実を証明する資料	
			<input type="checkbox"/>	3-1	企業の事業実績等(作業員の雇用形態)
<input type="checkbox"/>	「作業従事者の雇用形態状況」(様式3-1)により記載された月給制導入の有無について、証明する資料(雇用通知書や就業規則等)				
<input type="checkbox"/>	「作業従事者の雇用形態状況」(様式3-1)により記載された作業員別の居住地を証明する資料	免許証等の公的書類の写し(氏名と住所以外は黒塗りとする)等			
<input type="checkbox"/>	4	配置予定技術者の資格・経験	<input type="checkbox"/>	保有資格(技術士(森林部門)、林業技士、フォレストマネージャー等)の保有を証明する書類(写)。保有資格がない場合、現場代理人として10年間同種事業を経験したことを証明する履歴書等。	履歴書・経歴書等の場合は、事業主の証明あるもの
			<input type="checkbox"/>	研修等の受講状況、林業に関する継続教育(CPD)を証明する書類(写)	研修受講修了証等(写)受講記録証明書等
<input type="checkbox"/>	5-1	従業員への賃金引上げ計画の表明書	<input type="checkbox"/>	中小企業等の場合、直近の事業年度の「法人税申告書別表1」	別表1の次葉は不要
<input type="checkbox"/>	5-2		<input type="checkbox"/>		
その他	<input type="checkbox"/>	その他	<input type="checkbox"/>	必要により特記事項で求めているものがあれば	
			<input type="checkbox"/>	返信用封筒(電子入札による場合は不要)	簡易書留料金の切手貼付確認

位置図

6年度上川北部署【和寒地区】
保全整備(保育間伐)第7号

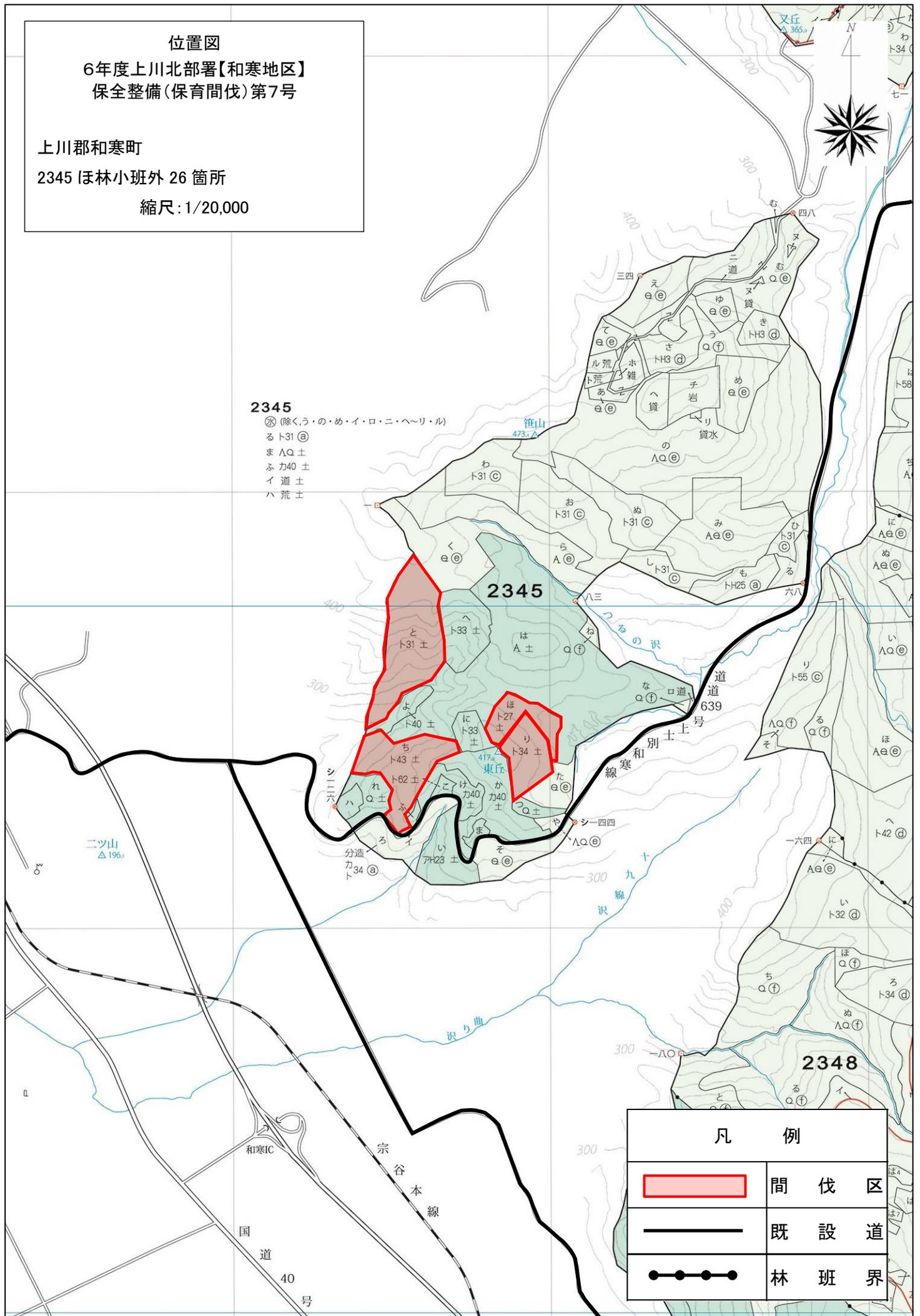
上川郡和寒町

2345 ほ林小班外 26 箇所

縮尺: 1/20,000

2345

- ㊗ (除く、う・の・め・い・ろ・に・へ・り・ル)
- る ト31 ㊗
- ま ΔQ 土
- ふ カ40 土
- イ 道 土
- ハ 荒 土



凡 例

	間 伐 区
	既 設 道
	林 班 界

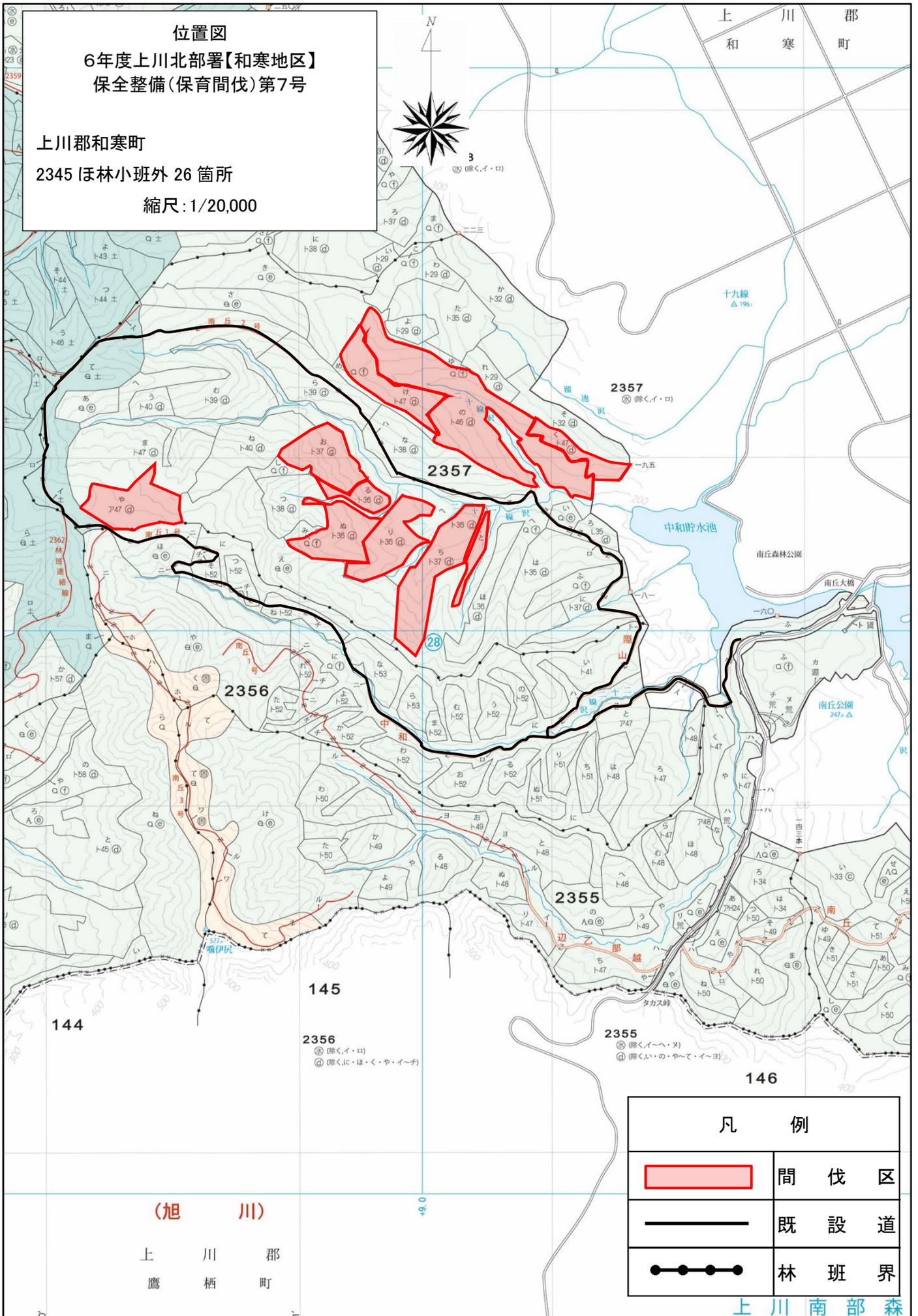
位置図

6年度上川北部署【和寒地区】
保全整備(保育間伐)第7号

上川郡和寒町

2345 ほ林小班外 26 箇所

縮尺: 1/20,000

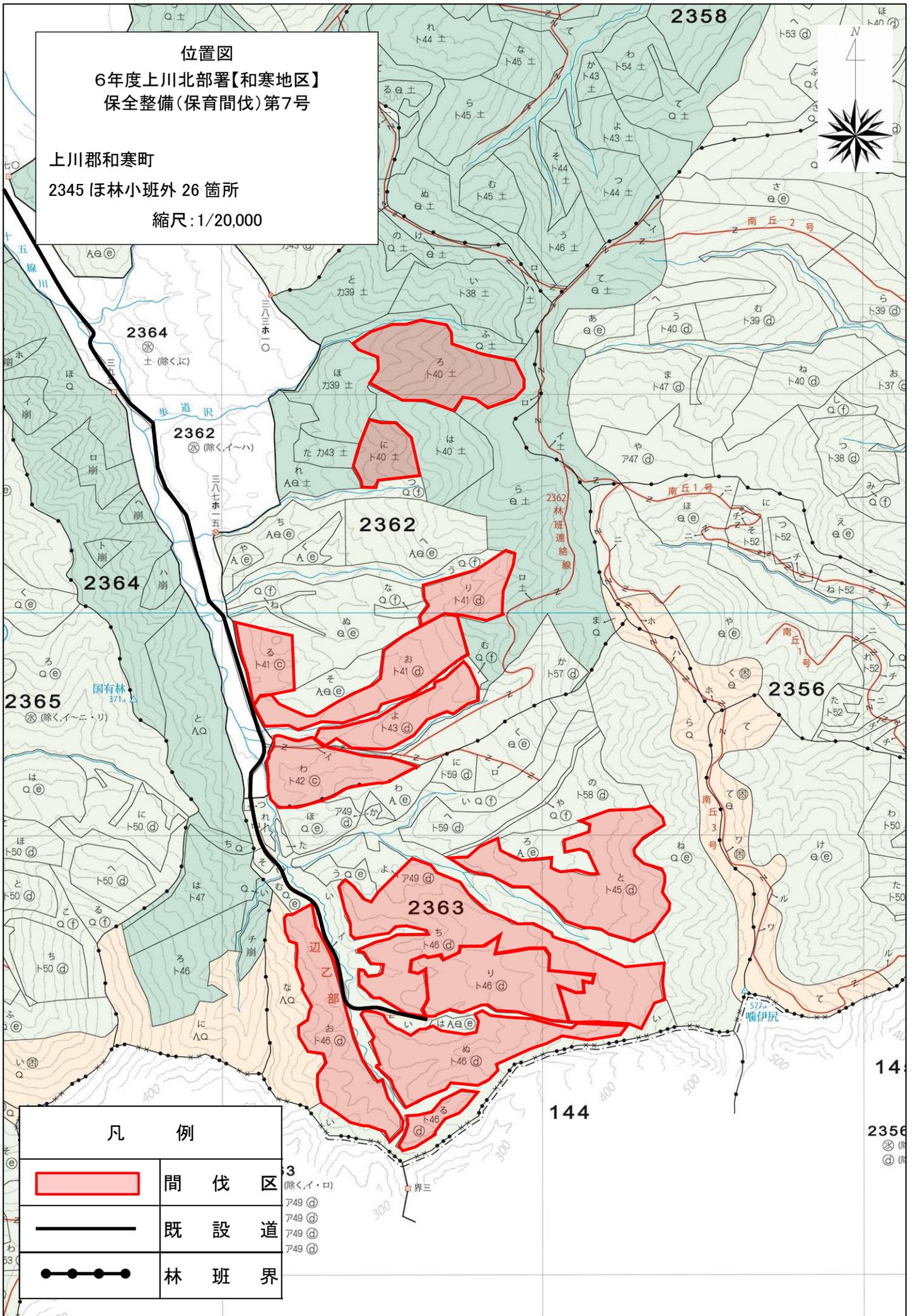


位置図
6年度上川北部署【和寒地区】
保全整備(保育間伐)第7号

上川郡和寒町

2345 ほ林小班外 26 箇所

縮尺: 1/20,000



凡 例

	間 伐 区
	既 設 道
	林 班 界

3
(除く、イ・ロ)
ア49 ㊦
ア49 ㊦
ア49 ㊦
ア49 ㊦

14
2356
㊦ (除く)